

<対象事件> 補助金に係る事務の執行について

<選定理由> 補助金は一度交付が決まると毎年継続的に支出される傾向にあり、財政を硬直化させる性質もある。近年では感染症拡大等を原因とした対策費等の支出が増加することもあり、財源確保の重要性が増す中、このような性格を持つ補助金について監査を行う必要性は高いものと判断し、包括外部監査のテーマに選定した。

<監査の主な実施内容>

- ・全補助金（下水道補助金を除く）に対してアンケートを行い、結果の集計及び分析の実施。
- ・個別の監査対象とした補助金について、令和3年度分の資料の確認。

<指摘・意見> ※ 法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】(20件)、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性等を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】(57件)と表記した。なお、本紙では主な指摘及び意見について、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載しており、指摘及び意見の文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

【アンケート結果の分析による意見】

▲【補助金を一元的に管理する所管部署について】

現状、予算の策定の観点から、補助金を一元的に把握している部署は財政課である。今後は、財政課が行っている予算管理の観点だけではなく、政策的な観点から一元的に管理する部署について、あるべき市全体の組織体制を整えた上で、どの部署が管理するのかを明確にすることが望まれる。その上で、全庁的に補助金全体の状況を把握し、管理することが望まれる。なお、一元的に管理する部署の選定を含め、補助金全体に対する組織体制の整備などは、上位組織が主導しトップダウン型で行うことが望まれる。(P.24)

▲【補助金に関する情報公開について】

他の自治体の例を参考に、ウェブサイト上で、市民に対する情報公開の観点からも、市民に対してより明確に補助金の情報提供を行うことが望まれる。(P.25)

▲【補助金に関する定期的な見直しについて】

一宮市では、平成17年に、事業の見直しを行う一環として補助金の見直しも行われている。これは一宮市が尾西市及び木曾川町と合併した際に、重複する補助金などについて一斉に見直しを行ったものである。しかし、その後今日に至るまで、補助金の一斉見直しは行われておらず、各担当部署がそれぞれ任意で見直しを行っている状況である。今後は、3年や5年ごとなど、期間を決めた上で、定期的に補助金の見直しを行うことが望まれる。また、補助金の見直しに際しては、他の自治体例を参考に、見直しに関するガイドラインを作成することを検討されたい。(P.28)

【個別の監査対象に対する共通する指摘・意見】

▲【例外的処理である前払処理の要否について】

補助金の交付は、交付金額の確定後に行うものが原則とされ、市長が特に必要と認めた場合のみ前払いを例外的に許容するものである。しかし、前払いしているもののうち、いくつかは決裁時に例外的な対応が必要である旨の記載や、根拠資料の添付が行われていたものの、多くは、記載がない又は根拠資料の添付がないものであった。今後は、例外的に前払いすることについて各補助金でその必要性を十分に検討する必要がある。その上で、支出命令書や決裁時の資料に判断した根拠とともに、例外的な対応を行う旨、その詳細な理由を記載した上で承認されることが望まれる。(P.43)

▲【提出される資料の確認について】

補助事業の完了時に提出される完了報告書に添付される事業決算額調について、必要な場合は都度、補助金交付先の担当者に問い合わせを行っているなどの理由により、決算書の数値の根拠となった領収書等の確認を行っておらず、決算書数値の裏付けの確認が曖昧になっている補助金も多くみられた。運営費補助金や事業費補助金の場合、決算書の数値は、補助金の算定金額に大きく影響する。今後、実績報告書の裏付けとなる全部の証憑原本を確認することを原則とし、提出する資料が実績報告書ではなく、決算書であり、裏付けとなる証憑原本の量が膨大であるなどの例外の場合については、一部サンプルで確認することを検討することが望まれる。これは、補助金交付先に対して、適切な補助金の使用及び正確な決算書の作成について牽制を持たせることにつながる効果もある。(P.44)

▲【終期の設定について】

今回監査対象となった55件について、要綱に終期の設定がなされているか確認したところ、終期設定されているのは令和3年度に終了した補助金4件を含む10件であった。終期の設定を行うことにより、定期的に補助金の見直しをする機会が設けられる。終期について要綱に規定されていない補助金については、今後財政課の予算要求事務要領にある3年を参考に、全庁的に終期設定することが望まれる。(P.47)

【個別の監査対象に対する指摘・意見】

▲【補助金の算定の基礎となる人数の確認について】(対象：私立保育園一時預かり事業補助金)

補助金の算定の基礎となる一時預かりの利用児童数について、市は各保育園から提出される人数を用いているが、その根拠となった資料については、5年間の保存を依頼しているものの、確認までは行っていない。

事務作業が膨大となることから、全施設の全ての年間利用児童数について根拠資料の確認を行うことは現実的ではないが、サンプルでも根拠資料を確認することは、提出される人数の適切性を確認するとともに、各施設に対して不正な人数の提出を牽制することにもつながると考えられる。今後は、サンプルで各施設1か月分の利用児童数の根拠資料を確認するなど、何らかの形で、提出される利用児童数の確認を行うことが望まれる。(P.98)

▲【継続的な使用状況の確認について】(対象：住宅用地球温暖化対策設備設置補助金)

要綱では、補助金の交付を受けて取得した財産について、耐用年数を経過するまでは、市の承認を受けずに処分等を行うことを禁止している。市では、過去のデータと新たに申請があった内容を照らし、必要に応じて申請者に問い合わせを行っている。この方法によると、取得した財産について取り換えた場合は確認できるものの、処分だけのものについては、申請者からの処分承認申請が提出されない限り、積極的に確認することができない。今後は、例えば法定耐用年数の半分の期間を過ぎたところで、使用状況のアンケートをとるなどし、使用状況の確認を行うことが望まれる。(P.131)

■【尾西商工会と木曾川商工会の補助対象の相違について】(対象：商工会運営費補助金)

商工会運営費補助金として、尾西商工会事業費補助金交付要綱と木曾川商工会事業費補助金交付要綱の2つの要綱が存在している。2つの要綱が存在しているのは、平成17年の合併時（一宮市・尾西市・木曾川町）にそれぞれの補助金が統合されることなく、現在までそのままとなっているものである。それぞれの事業の内容の精査、今後段階的に調整することも含めて、早急に要綱・補助内容の検討を行い、最終的には要綱が統一されるべきである。(P.140)

■【貸し切りバスの単価計算について】(対象：体育大会等出場経費補助金)

貸し切りバスの補助対象経費の額は、貸し切りバス代を乗車人数で除した単価に乗車した生徒数を乗じて算出している。当該単価の算定表を閲覧したところ、生徒のみが乗車していると見受けられる事案が4つの中学校において発生していた。これにより補助金額の再計算を行った結果、1校において補助金の交付額に誤りが生じていた。申請者からの提出書類を漫然と確認するのではなく、中学生の長距離バス移動で引率者がいない点など一般的に考えて不自然な点はないかも含め、特に留意して確認を行うべきである。なお、この指摘により、該当の中学校に対して18,258円の過大交付分について返還請求を求めた。(P.181)

▲【補助金の効果測定の実施について】(対象：連区女性団体等活動補助金)

補助金交付による効果測定にあたっての評価基準が設けられていない。これらのことは、補助金の慣例的な交付につながりかねない。慣例的な交付とならないために、補助金の効果測定を行うための評価基準を定めることが望まれる。補助金の交付決定→補助金の支出→事業報告→評価→次年度の補助金の必要性を検討、という各ステップを踏んで補助金が交付される体制を構築することが望ましい。(P.185)